

大口町告示第14号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担金に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

令和5年3月27日

大口町長 鈴木雅博

1 賦課年月日

令和5年4月1日

2 負担区の名称

第1負担区、第3負担区

3 賦課対象区域

丹羽郡大口町替地一丁目、竹田一丁目、竹田二丁目、竹田三丁目及び下小口三丁目の各一部

4 賦課対象区域の地籍

148, 411平方メートル

内、第1負担区 411平方メートル

第3負担区148, 000平方メートル



